

2 (7)	産業動物とほどの動物に該当するの具体的な説明を加筆すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、追加は必要ないものと考えています。なお、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」において「産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管しているほ乳類及び鳥類に属する動物をいう。」とされています。	1
2 (7) ①	「近年、我が国でも「家畜の福祉」の必要性に対する認識の高まりを考慮し」を追加すべきである。	必ずしも家畜の福祉の必要性に対する認識が高まっているとは言えないこと等から、修正はできないものと考えています。	1
2 (7) ②	新たに「産業動物の飼養保管基準遵守指導が行われたにも拘らず、改善されない施設及び企業には、営業停止処分など罰則を制定する。」を追加すべきである。	当該基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから、罰則を設けることは制度上できないこととなっています。	1
2 (7) ②	新たに「OIEの産業動物福祉基準にも採用されている「5つの自由」を指針として、関係省庁と連携した実態調査と改善指導、普及啓発を積極的に行うべきである。」を追加すべきである。	産業動物の飼養保管等の基準は、個別に改善指導を行う性格のものではないと考えています。	6
2 (7) ②ア	「国は、産業動物の飼養保管現状の実態調査を行った上で」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	8
2 (7) ②ア	「国内外の情報収集を行うことにより」を追加すべきである。	同上	7
2 (7) ②イ	「また、動物の愛護及び管理に鑑みて適正でない場合、指導を行うこと」を追加すべきである。	産業動物の飼養保管等の基準は、個別に改善指導を行う性格のものではないと考えています。	2
2 (7) ②イ	「愛護及び管理の必要性」に「動物の健康と飼育環境の快適性の向上等、産業動物の福祉に関すること」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	6
2 (7) ②イ	動物愛護及び管理「の必要性」を「体制の確立を行い、違反行為に対して監視と取締りを行い、営業停止」と修正すべきである。	当該基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから、強制力のある規定を設けること等は制度上できないこととなっています。	1
2 (7) ②イ	「普及啓発を推進すること。」を「普及啓発を消費者、生産者両方に対し推進すること。」に変更すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (8) ①	「現時点では、家庭動物の避難場所の指示等明確な規定もなく他の避難者との確執を避けるために自家用車などに独自避難するしかない現状にあり具体的な避難方法・場所を明確化することは急務である。」を追加すべきである。	具体的な施策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定することとされています。	1
2 (8) ①	「被災者の心の安らぎの確保」を削除すべきである。	このような観点は必要と考えられるため、削除の必要はないものと考えています。なお、ご指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。	1
2 (8) ①	「被災者の心の安らぎを確保」の「被災者」を「愛護動物を所有あるいは占有する被災者」と修正すべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。	4
2 (8) ①	「平素から確保しておく必要がある」を「体制を強化していかなければならない」と修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (8) ②	新たに「殺処分が行われなくなった保護センターを中心として、ボランティアの人材育成と確保を行う」を追加すべきである。	具体的な施策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定することとされています。	1
2 (8) ②	『体制の整備』として具体的に『シェルター』を追加すべきである。	同上	1
2 (8) ②	新たに「家庭動物を被災地からそれ以外の土地へ移し新たな飼養者を探す場合には被災後一ヶ月を過ぎても飼い主がみつからないことを条件とし、その際も自治体若しくは自治体からの依頼を受けた者が審査の上行うこと」を追加すること。	同上	1
2 (8) ②	新たに「家庭動物等において、救護体制が整うまでの数日分の飼養維持に必要不可欠な飼養器具・水・餌・衛生用品・医薬品等の避難用品を個々の状況に応じ、常日頃からの備蓄や確保を行うよう普及・周知すること。家庭動物以外の愛護動物においても可能な限り同様の措置の普及・周知をすること。」を追加すべきである。	同上	1
2 (8) ②	新たに「国や地方公共団体は、動物所有者が被災した場合を想定し、避難場所の検討や非常用ケージの配備等を検討すること。」を追加すべき。	同上	1
2 (8) ②	「平時における連絡体制の確立」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (8) ②ア	「避難所や被災者のための住宅等において、被災者とともに被災動物を受け入れられる体制の整備を図ること」を追加すべきである。	具体的な施策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定することとされています。	1
2 (8) ②ア	「体制の整備を図ること。」を「体制の整備を確立すること。」と修正すべき。	文意はほぼ同じであるため、修正の必要はないものと考えています。	1
2 (8) ②イ	「措置の実施を推進すること。」を「措置制度を確立すること。」と修正すべき。	同上	1

2 (8) ②イ	「逸走防止や所有明示等の飼主責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。」を「所有者に対して逸走防止や所有明示を促す措置の実施を推進すること。」を修正すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (8) ②イ	動物販売業者も、万々に備えた取り扱い動物に対する災害対策の義務付けをすべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに動物取扱業の遵守基準に規定されています。	1
2 (9) ①	「人材の育成を積極的に推進していく必要がある」を「人材の育成を積極的に推進していかなければならない」と修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (9) ①	「このため、動物愛護推進員等の人材の育成等を積極的に推進していく必要がある。」を「動物愛護推進員等の人材の育成は不可欠であり、アニマルポリスのような専門職としての十分な生活保障を与えることが必要である。」と修正すべきである。	動物愛護管理法上、都道府県知事等は動物愛護推進員を委嘱することができることとされており、必ずしも生活保障を与える必要はないと考えています。	1
2 (9) ②	「動物愛護団体などの先進国への派遣制度を整える」を追加すべきである。	動物の愛護及び管理に関する施策を推進するにあたり、必ずしも海外への派遣は必要ないものと考えています。	1
2 (9) ②	新たに「各地方公共団体に管轄する部署の統一と地方公共団体間の連携を図るよう推進する」を追加すべきである。	各地方公共団体における組織については、業務量等を勘案して適切に設置されているものと考えています。なお、地方公共団体間の連携に関するご指摘の趣旨については、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (9) ②	新たに「事業を行うに当たって、民間人の自己犠牲を強いることなく、専門職としての生活保障を与えること。」を追加すべきである。	動物愛護管理法上、都道府県知事等は動物愛護推進員を委嘱することができることとされており、必ずしも生活保障を与える必要はないと考えています。	1
2 (9) ②	新たに「各都道府県・各市町村・関係地方公共団体の職員に対し、動物愛護の精神と動物愛護法の教育を行う。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	3
2 (9) ②	「動物愛護管理法」の専門執行機関（別称アニマルポリス）を創設すること。この専門執行機関は、行政・地方公共団体、動物愛護団体等組織を含むものとし、どの組織も権限は同等とする。そして、協議会等設置し、官民の連携事業を行うこと。	地方公共団体は専門的な知識を有する動物愛護担当職員を置くことができることとされており、必ずしも新たに行政・動物愛護団体等からなる専門執行機関を設立する必要はないものと考えています。	6
2 (9) ②ア	「動物愛護管理行政は、食品衛生から分離し動物局を設置し、動物局は動物保護の永続的専門職とし、アニマルポリスのように、人材を多く確保すること。」と修正すべき。	同上	1
2 (9) ②ア	「民間資格などの取得に関する費用の支援をすること」を追加すべきである。	各地方公共団体における職員研修の在り方については、各地方公共団体において財政状況等を勘案して適切に判断されているものと考えています。	1
2 (9) ②ア	動物保護を徹底させるための国家試験を設けること。	動物の愛護及び管理に関する行政を推進するために、必ずしも国家試験を設ける必要はないと考えています。	1
2 (9) ②ア	行政の担当者に税金を使い教育するよりも、民間でそれらの専門的知識を持った人材を活用するほうがはるかに現実的である。	人材の活用というご指摘の趣旨については、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (9) ②イ	「動物愛護推進員等の委嘱を積極的に推進するために広く一般個人からも採用していくこと。また、その選定基準の透明性を図ること。」に修正すべきである。	具体的な施策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定することとされています。	7
2 (9) ②イ	「動物愛護推進員における知識の共有や資質の向上のために研修等を行うこと。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (9) ②イ	「動物愛護推進員による普及啓発を推進するための拠点づくり、動物相談ボランティアの創設」を追加すべきである。	具体的な施策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定することとされています。	1
2 (9) ②イ	「動物愛護推進員等の委嘱を推進すること。」に「動物愛護推進員の委嘱に関しては、10年後にはすべての関係地方公共団体において導入を完了させる。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (9) ②イ	「委嘱を推進すること。」を「委嘱をしなければならない。」と修正すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、地方公共団体に義務を課すことは制度上できないこととなっています。	1
2 (9) ②イ	全地方公共団体に動物愛護推進員を配備する具体的期限を記載すべきである。	具体的な施策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定することとされています。	1
2 (9) ②イ	「動物の愛護及び管理に関して、監視、虐待の防止や市民のモラルの向上を図る動物愛護監視員を増員する。」を追加すべきである。	各地方公共団体における職員配置については、各地方公共団体において業務量等を勘案して適切に判断されているものと考えています。	1
2 (9) ②ウ	新たに「各都道府県・各市町村・関係地方公共団体の職員に対し、動物愛護の精神と動物愛護法の教育を行う。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	2
2 (9) ②ウ	「国及び関係地方公共団体等における官民の連携事業を」の後に、「欧米諸国の事例を参考に」を追加すべきである。	人材育成にあたり、必ずしも欧米諸国の事例を参考にする必要はないものと考えています。	1

2 (9) ②ウ	「・・・官民の連携事業を推進すること。」を「確立すること。」と修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (10) ①	焦点ははっきりせず、動物の愛護と保護の区別をすべきである。調査研究は、頭の中だけの机の上だけでは不可で、多くの現場対峙者たちを広く取り込むべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (10) ②	新たに「連絡協議会においては、国内の関係学会等の動向だけでなく、国際的な動物の愛護及び管理の考え方の動向についても調査研究を推進すること。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (10) ②	新たに「連絡協議会には必ず現場に密着した市民を参加させること。」を追加すべきである。	必ずしも、行政機関と学術研究団体及び調査研究機関との連絡協議会に市民の参加を求める必要はないものと考えています。	1
2 (10) ②	新たに、「関係機関の研究成果等は必ず一般市民に公開すること。」を追加すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (10) ②	調査研究の対象に家庭動物、展示動物のみならず、実験動物、産業動物も含めるべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (10) ②	特に実験動物について「3Rの原則」に関する協議会等の設置、関連情報データベースの構築整備等が必要である。	必ずしも、3Rに特化した協議会等の設置、データベースの構築等の必要はないものと考えていますが、ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (10) ②ア	「環境省の指導の下、地域格差が無いようIT化にて、情報を共有し協議を行い、地域に根ざした連携体制を図るものとする。」とすべきである。	必ずしもIT化は必要ないものと考えています。	1
2 (10) ②ア	「・・・と関係学会等の調査研究機関等との連携体制・・・」を「・・・、調査研究機関および学術研究団体との連携体制・・・」と修正すべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正します。	2
2 (10) ②ア	調査研究の推進にあたっては、調査研究の対象に家庭動物や展示動物のみならず、実験動物や産業動物の愛護及び管理も必ず含めること。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (10) ②イ	「関係機関は都度、調査データをネットにて、情報開示を行い、全国的に比較、成果を見る事が出来るように統一化を図り、飼養者が引越しても、行政毎で形式対応が違ふことが無いよう、動物行政が統一されたものでなければならない。」とすべきである。	調査データの利用に関するご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。なお、必ずしも動物愛護管理に係る行政施策は全国統一されたものである必要はないものと考えています。	1
2 (10) ②イ	「環境省が調査データ及びその利用等に関する指針を明確に設定する。」とすべきである。	必ずしもご指摘の指針を策定する必要はないものと考えています。	1

1, 045

第3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
	「動物愛護管理推進計画」を「動物愛護管理確立計画」と修正すべきである。	動物愛護管理法上、明記されていることから修正の必要はないものと考えています。	1
	統一的な施策よりも、各自治体を現在の類似状況でグループ分けし、グループごとに目標を設定、最終的に全国全ての自治体を対象に統一的な施策を遂行する方向で指針を修正すべきである。	計画は、本指針に即して、各都道府県が計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的として策定することになります。	1
2	「～平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間とする。」に修正すべきである。	本指針に即して、地域の実情を踏まえ、計画を策定するには平成20年4月1日からが適当であり、行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するものであること等から10年間の計画が適当であると考えています。なお、指針は5年目に見直しをすることとしており、それに合わせ計画も必要な見直しをすることとなっています。	1
2	計画期間が10年では長いので5年にすべきである。	同上	2
2	計画期間を3年にすべきである。	同上	1
3	「対象地域は、当該都道府県の区域とする。」を「対象地域は、当該都道府県近辺とし近隣都道府県との連携で行う。」と変更すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
4	「実験動物の適正な取扱いの推進に関する施策については、都道府県等において定める推進計画には含めない」とすべきである。	動物愛護管理法上、動物の適正な飼養等に関する普及啓発は国及び地方公共団体の努力義務とされていることから、修正の必要はないものと考えています。	2
5 (1)	列記される関係者に「飼育者/利用者団体」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。	1
5 (1)	「計画の策定過程等の透明性の向上」を「計画の策定過程等の透明性の徹底」と修正すべきである。	同上	1
5 (1)	「・・・ために、学識経験者、関係行政機関、・・・」を「・・・ために、学識経験者、関係行政機関、獣医師会・・・」とすべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。	1
5 (1)	「関係業界団体を削除するとともに、「設置する検討会が、状況に応じ関係業界団体等の意見を聴くことを妨げるものではない。」を追加すべきである。	多様な意見、情報及び専門的知識を把握するために、検討会の一員として関係業界団体を位置づけることは必要であると考えています。	5

5 (1)	検討会のメンバーとして「動物愛護を思い普及に努めようとする者等」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	3
5 (1)	列記される関係者に「法律家」を追加すべきである。	同上	1
5 (1)	「・・・合意形成等を図るために、」の後に「委員の選定基準の明確化、会議の公開及び議事録・資料の公開、自由な意見参加の機会を提供、」を追加すべきである。	計画策定にあたって透明性の向上等の具体的方策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情等を踏まえ、実施されるものとなります。	5
5 (1)	「学識経験者、関係行政機関、関係業界団体、動物愛護団体、地域住民、研究機関等からなる「動物の愛護及び管理法」の専門執行機関（別称アニマルポリス）を設置し、計画の策定及び点検を行うこととする。また、計画の策定過程等の透明性の向上及び計画内容についての合意形成等を図るために、必要に応じてパブリック・コメント等を行うものとする。」と全文修正すべきである。	具体的な施策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情等を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定することとされています。	2
5 (2)	「連絡調整等を円滑に行うことができるよう努める」を「連絡調整等を円滑に行うことを義務付ける」と修正すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、義務付け等の記載は必要ないものと考えています。	1
5 (3)	「速やかに公報等により」に「公報にインターネットのホームページ」を追加すべきである。	具体的な周知方法等については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情等を踏まえ、行うこととなります。	1
5 (3)	「速やかに公報等により公表する」の後に「都道府県・市・区等各レベルの自治体等に周知させる。」を追加すべきである。	同上	1
5 (4)	多様な主体の中には、現場に密着した地域住民や警察の参加、及び地域の企業所や事業所、公園、病院、土木事業所、学校、河川敷、商店など様々な現場の参加を加えるべきである。	計画作成の具体的な方法については、都道府県がそれぞれ総合的に判断されるものであり、すべてを例示する必要はないものと考えています。	1
5 (5)	第4と同内容のため、全文を削除すべきである。	都道府県の策定する「動物愛護管理推進計画」における点検及び見直しに関する内容のため、記載は必要と考えます。	1

33

## 第4 動物愛護管理基本指針（仮称）の点検及び見直し

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
	「着実な推進」を「着実な実施」と修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
	「環境省のホームページで、都道府県別の引取り数を毎年公表する」を追加すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、追加の必要はないものと考えています。なお、ご指摘の趣旨については、今後検討することといた	1
	「必要性があれば随時見直しを行うこととする。」と修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
	どのような手段で公表するのか明記すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、具体的な記載は特段必要ないものと考えています。なお、具体的には環境省ホームページに掲載する等を予定しています。	1

4

## その他の意見

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
全体	「動物愛護管理基本指針」を「動物福祉基本指針」に修正すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針であることから、修正の必要はないものと考えています。	7
全体	動物を飼う場合、全て完全に登録を義務づけるべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、義務づけ、禁止等を行うことは、制度上できないこととなっています。	1
全体	動物の飼養に税金を課すべきであり、その税金は動物保護活動にあてるべきである。	同上	2
全体	動物愛護週間を延長すべきである。	動物愛護管理法の改正が必要な措置になります。	2
全体	毛皮（リアルファー）の輸入・販売・毛皮用動物の飼育に反対します。	毛皮の輸入・販売を規制することについては必要に応じて他法令でなされるものと考えています。	2
全体	財源の提示をすべきである。	動物愛護管理法の施策に関する事務の多くは自治事務であることから、財源の提示は困難であると考えています。	1
全体	動物経由の病原体管理のための説明を加えるべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、追加の必要はないものと考えています。なお、動物愛護管理法及び動物取扱業の遵守基準においてご指摘の事項は盛り込まれています。	1
全体	個人が扶養しかねるような大型爬虫類などの輸入・売買を禁止すべきである。	動物愛護管理法の改正が必要な措置になります。	1
全体	敷居が高く正確な判断が難しいので、解説しやすい文書にすべきである。	パンフレット等でできる限り説明することとしています。	1
	一般的感想等で具体的な意見なし		5
	特定の自治体に対する苦情・要望		2

25

対象外の意見等

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
	動物愛護部会の議事録の早期公開		2
	動物愛護部会委員の選定根拠・判断の透明化		3
	野鳥保護の推進		1
	狂犬病予防法の改正（公示期間を2週間以上に延長）		5
	外来生物法の早期廃止		1
	実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準に関する質問		1

13

